

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

（1）請求人

住所 福岡県福岡市中央区西公園二丁目13-801

氏名 古賀 毅敏

（2）提出年月日 令和7年7月22日

2 請求の内容

（1）請求の要旨

県営西公園（以下「西公園」という。）再整備基本計画（以下「再整備計画」という。）に基づく「360度展望台」（以下「展望台」という。）の建設は、瑕疵のある行為であるため、工事の発注の取消し及び既に伐採した場所の植生の復元等を求める。

（2）違法又は不当とする事実及びその理由

ア 主張1

これまで整備された公園施設の維持管理の検証、問題点等の分析を行わず、ドッグラン、展望台、3階建てレストラン等の新しい施設建設のために既存の設備と樹木を取り払い、新たな設備に更新することは国土交通省の「公園施設の長寿化計画」及び同策定指針を無視している。

イ 主張2

環境省の「自然公園等施設技術指針」では、木造で耐用年数が15年とされていることから、展望台についても耐用年数経過後は多額の撤去費用が見込まれる。このため、費用対効果の面から不適切である。

ウ 主張3

展望台の建設は、「環境省の公園整備指針」の検討の範囲外にあり、西公園の植生等の環境や景観に主眼が置かれていないため、指針に反している。

エ 主張4

展望台の建設は、西公園が、福岡都市圏にある数少ない緑地帯、風致公園としてヒートアイランド現象を緩和する最良の社会資本であるとの認識が欠落している。本来「福岡市風致地区内建築等規制条例」に従い、福岡市の審査を受けるべきところ、適用除外の条文に基づき、第3種風致地区の法的規制をすり抜けていることは脱法的行為である。

オ 主張5

公園街路課が公にしている絵図では、避雷針、落下防止ネット、凍結防止設備、避難を呼びかける設備等の安全設備が皆無である。また、下から頂上テラスの人物群は見え、死角があることから犯罪の可能性もあるなど、訪問者の安全が確保されていない。

カ 主張6

歩行弱者、車いす利用者には全く配慮されておらず、通称バリアフリー法、国土交通省「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」等に違反している。

キ 主張7

福岡県が公開した資料では、現地の地質・地盤調査を行った記録が公開されておらず、耐震設計に関する事項を公表しないまま公募を行うことは許されない。

ク 主張8

再整備計画作成において、単位面積毎の使用人数及び、利便性の高い西公園西口の活用のための整備が十分に考慮されていないのは、国土交通省の「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を遵守していない。また、展望台の設置により集客に貢献するとの再整備理由についても、同マニュアルに沿った納得できる数字は見当たらない。

ケ 主張9

公園街路課が作成した「西公園再整備基本計画策定業務」委託に係る起工額と契約額の間に、1回目の契約で800万円、2回目の契約で1,000万円以上の開きがあり、契約額の起工額に対する比率はいずれも56%となっている。これは、「無理、故意の応札」または福岡県の積算ミスのいずれかであり、公正な競争の原則に反する。

コ 主張10

「西公園再整備基本計画策定業務」において、受託した(株)エスティ環境設計研究所は、土地所有図の調査を最後まで行った形跡がなく、土地所有図では、国有地とした部分を「光雲神社参道」と表示している。このため、「西公園再整備計画」にある、光雲神社南側交差点付近の歩行環境の改善、同参道のサクラの樹勢回復・更新、花壇の設置などによる魅力強化の3件の整備工事は違法である。

サ 主張11

(株)エスティ環境設計研究所は、「西公園再整備基本計画策定業務」、「西公園官民連携事業公募等設置指針作製委託業務」を受注した。

また、公募という形式は踏んでいたが、「展望台」絵図作成でも同研究所が提案した通りのものが採択され、「展望台の建設監理業務」も受注するなど、芋づる式に福岡県と業務委託契約が交わされ、公金が支払われている。

シ 主張12

令和2年11月時点の公園街路課長が、「西公園再整備基本計画」を起案した後、西公園再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する以前に、(株)エスティ環境設計研究所と周到的な打ち合わせを行い、再整備の指針を予め固めていた可能性がある。第1回目の委員会冒頭での県庁職員のものと思われる発言内容は、その後、(株)エスティ環境設計研究所が受託し作成した「西公園再整備基本計画書」の冒頭部分と同文であり、これは委員会を有名無実化するものである。

ス 主張13

4回の委員会のうち、特に3回目では複数の委員から、展望台の建設への異論が出され、特に緑地・造園の専門委員A氏からは、西公園が福岡市に現存する希少な緑地帯であること、絶滅危惧種の蝶が発見されたことなどから、西公園樹林の積極的保存が具申されたにも関わらず、県担当者も、(株)エスティ環境設計研究所も全くフォローしていない。

セ 主張14

他の委員からは、これまでの西公園の維持管理の不備に関する意見が出たが、これについてもこれまでの既存事業や維持管理の予算に関する分析等に一切言及せず、議論を打ち切っている。これは、公園街路課が行ってきた公園管理業務が「違法又は不当な財産の管理を怠る事実」

に該当することを隠ぺいする行為である。

ソ 主張15

公園への誘客のためには出入口の確認のための調査を行い、公共交通機関との連携についても議論を深める必要があるとの委員の意見にも、真摯に耳を傾けていない。

タ 主張16

4回目の委員会は、書面開催とされており、各委員からの発言もなく、報告書である、「西公園再整備計画」の採決も行われていない。つまり、第4回目の委員会は開かれないうまま閉会している。

チ 主張17

上記のことは、展望台の建設を、関連課長が稟議し、計画案を構想し、(株)エスティ環境設計研究所に丸投げして進めたことを示しており、委員会制度を無視した、違法、不当な行為である。

ツ 主張18

以下の損害が生じている。

- (ア) 展望台工事に伴い、「展望台広場」の植生を広範囲（30%超）伐採したことは、取り返しのつかない自然破壊である。
- (イ) 違法、不当な展望台の建設費およそ3億5,000万円及び撤去に見込まれる同等の費用については、無用な公費の支出として福岡県に損害を与えている。
- (ウ) 展望台の建設に当たっては安全性の配慮が皆無であり、人命への損傷、業務上傷害致死的損害について審査する必要がある。
- (エ) (株)エスティ環境設計研究所が委託を受けて作成した「西公園再整備基本計画」書面については、正式に県が受理したという証拠が存在しておらず、総額14,164,700円の支払いは不当である。また、その後同社が受託した関連事業についても、今後公金の支出が予定されているが、これらについても不当な契約の結果である。

(3) 求める措置

ア 中西 政人 福岡県公園街路課長（令和3年9月時点）、橋本 晃 同課長（令和6年10月時点）、火山 太 同課長（令和7年7月時点）、原田 昌宏 同課長（令和2年11月時点）、濱崎 良一 福岡県土整備事務所都市施設整備課長（令和2年11月時点）、石崎 正通 同課長（令和3年10月時点）に対する処分

イ 展望台工事の中止及び発注の取消し

ウ 伐採した植生の復元

(4) 事実証明書等

ア 令和7年7月22日付け事実証明書（7月24日追加分を含む）

- (ア) 「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省）
- (イ) 「自然公園等施設技術指針」（環境省）
- (ウ) 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」（国土交通省）
- (エ) 「障害者差別解消法が変わりました」（内閣府）
- (オ) 「官庁施設の防犯に関する基準」（国土交通省）
- (カ) 「建築構造設計基準」（国土交通省）
- (キ) 「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析マニュアル」（国土交通省）
- (ク) 請求人が撮影した写真

- (ケ) 福岡市風致地区内建築等規制条例
 - (コ) 展望台イメージ図①
 - (サ) 展望台イメージ図②
 - (シ) 福岡県内部統制に関する方針
 - (ス) 西公園地図
 - (セ) 西公園再整備基本計画策定業務委託 工事台帳
 - (ソ) 第1回委員会議事録
 - (タ) 西公園展望施設基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルに関する資料
 - (チ) 植栽（樹木）が伐採されている場所図
 - (ツ) 工事現場の看板写真
 - イ 令和7年7月28日付け事実証明書
 - (ア) 処分を請求する職員を追記した資料（令和2年度の公園街路課長並びに令和2年度及び令和3年度の福岡県土整備事務所都市施設整備課長）
 - (イ) 委員会（第2～3回）議事録
 - (ウ) 委員会（第4回：書面開催）での意見と対応方針
 - ウ 令和7年8月15日付け事実証明書
 - (ア) 西公園の活性化に関する基本計画策定業務仕様書
 - (イ) 再整備計画策定業務委託に係る入札執行伺
 - (ウ) 西公園 公園施設長寿命化計画策定業務報告書
 - (エ) 西公園の樹木管理における要望書
 - (オ) 西公園の指定管理に係る管理標準書
 - (カ) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの概要
 - (キ) 高齢者・障害者等に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化についての資料
 - (ク) 第3回委員会議事録（再提出）
 - (ケ) 西公園展望施設基盤整備設計業務に係る業務打合せ・協議簿
 - (コ) 第4回委員会の書面開催通知及び委員承認書
 - (サ) (株)エスティ環境設計研究所の落札を示す表示板（写真）及び建設図
- ※一部重複するものを除く。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年8月5日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和7年7月22日付け、7月24日付け、7月28日付け及び8月15日付けで請求人から提出された措置請求書及び事実証明書を元に、令和7年8月18日の意見陳述会において確認した監査対象事項は、西公園再整備基本計画策定業務等に関連する契約、具体的には西公園の「再整備基本計画策定業務委託契約」、「官民連携事業公募等設置指針作成業務委託契約」、「展望施設新築工事に係る契約」であったことから、請求人が前記第1の2の（2）に主張する展望台設置のための工事請負及び業務委託契約（関連事業を含む）及びこれらに基づく公金の支出に違法性又は不当性があるか

否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

建築都市部（公園街路課、営繕設備課、建築都市総務課契約室）、福岡県土整備事務所及び那珂県土整備事務所を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年8月18日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、監査対象機関の職員の立会はなかった。

請求人からは、概ね前記第1の2（1）の記載に沿った陳述があった。その後、監査委員から請求人に対し、請求の対象となる職員、違法又は不当とする理由、生じている損害及び求める措置について確認を行った。確認した内容は、前記第1の2のとおりである。

4 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和7年8月22日付けで以下の内容の弁明書が提出された。

（1）弁明の趣旨

再整備計画に基づく展望台の建設は、関係法令・基準等に基づいて適正に事務処理が行われており、手続きの瑕疵はないため、工事の発注の取消し及び既に伐採した場所の植生の復元等は実施しない。

（2）請求事実の認否及び弁明の理由

ア 第1の2（2）アの記載について、否認する。

西公園の既存施設の維持管理については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下「策定指針」という。）に従い作成した西公園 公園施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）に基づき、緊急性、予算の状況等を踏まえ実施している。

一方で、再整備計画に基づく整備は、社会情勢の変化や公園利用者のニーズを踏まえ、公園の魅力を最大限に活かしながら、にぎわいのある西公園にしていくための公園施設整備である。新たに整備した公園施設は、長寿命化計画に基づき維持管理を行うこととしているため、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を無視している」という請求人の主張は当てはまらない。

イ 第1の2（2）イの記載について、否認する。

展望台は一部で木材を使用しているものの、建築物の構造は鉄骨造であり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）では耐用年数が38年（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに該当）とされている。適切な維持管理を行うことで、耐用年数以上に長く使用することが可能であるため、「耐用年数経過後は多額の撤去費用が見込まれるため、費用対効果の面から不適切」という請求人の主張は当てはまらない。

ウ 第1の2（2）ウの記載について、否認する。

請求人が主張する「環境省の公園整備指針」とは環境省「自然公園等施設技術指針」と想定される。「自然公園等施設技術指針」における自然公園等施設とは、「国立公園、国定公園等自然公園における保護又は利用のための施設、生態系の維持回復のため又は鳥獣保護区の保全のための施設及び長距離自然公園歩道など身近な地域における自然とのふれあいのための施設」と定められている。自然公園法（昭和32年法律第161号）において、自然公園は、「国立

公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。」と、また、都道府県立自然公園は、「都道府県が（自然公園法）第72条の規定により指定するものをいう。」と規定されており、西公園は同法第72条の指定を受けた公園ではない。このため、環境省「自然公園等施設技術指針」は適用されない。

エ 第1の2（2）エの記載について、否認する。

本事業は「福岡市風致地区内建築等規制条例」（昭和47年福岡市条例第16号）第5条に定める適用除外規定に則り、適正に福岡市に対し通知を行っており、「脱法的行為である」という請求人の主張は当てはまらない。

オ 第1の2（2）オの記載について、否認する。

避雷針については、展望台の高さが、建築基準法（昭和25年法律第201号）第33条の規定において避雷設備が必要とされる建築物の高さ20メートルを超えないため設置していない。落下防止ネット、凍結防止設備、避難を呼びかける設備等については、施設の特性等をふまえ総合的に必要性を判断しており、展望台では必要ないと判断している。なお、展望台は建築基準法等の関係法令や建築構造設計基準に基づき、適切に施設整備を行っている。

また、頂上部分の展望テラスは施設の主用途に供する部分であり、相当程度の公衆の往来を想定しているため、死角とは捉えていないことから、国土交通省「官庁施設の防犯に関する基準」違反ではない。なお、施設の運用・管理に当たっては、利用者の安全の確保について、必要に応じて対策を検討することとしている。

カ 第1の2（2）カの記載について、否認する。

当該展望台は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）において、段差解消などの基準適合義務が課される建築物及び都市公園移動等円滑化基準への適合義務が課される特定公園施設には該当せず、バリアフリー法違反ではない。

展望台の建設場所は丘陵地であるため、スロープとエレベーターを組み合わせることで建設した場合、スロープ延長が長大となり、大規模な樹木伐採が必要になることや、建設費用が高額となるなど合理的でないため、スロープとエレベーターは設置しないこととしている。請求人は、スロープ等の設置がないことをもって、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に適合していないと主張していると思われるが、本展望台の整備に当たっては、上記の理由から、やむを得ずスロープ等の設置を行わないものであり、基準に違反しているとは言いえない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。通称「障害者差別解消法」）において、合理的配慮の提供は義務化されていることから、障がいのある方が展望台の利用を望んだ際は介助を行う、代替手法を提供する等、対応策を検討しており、障害者差別解消法違反ではない。

キ 第1の2（2）キの記載について、否認する。

西公園展望施設基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施の際に公表した実施要領の添付資料「ボーリング柱状図」にて地質調査資料を示しており、建築設計業務委託仕様書にて耐震設計の方針を示している。また、同業務委託にて、さらに地質調査を実施し、その結果を踏まえ耐震設計を行っており、適正に設計を行っている。

ク 第1の2（2）クの記載について、否認する。

再整備計画は、社会情勢の変化や公園利用者のニーズを踏まえ、にぎわいのある西公園にす

るための基本的な計画を示したものである。一般的に基本計画作成時に費用対効果の算定までは必要としていない。「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析マニュアル」は都市公園における費用対効果の算出手法を示したものであり、算出時期や整備計画の内容についての定めはないため、「県営西公園再整備基本計画がマニュアルを遵守していない」という主張は当てはまらない。

ケ 第1の2(2)ケの記載について、否認する。

「西公園再整備基本計画策定業務」については、福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱に則り、指名競争入札を実施し、契約を締結しているため、「公正な競争の原則に反する」という請求人の主張は当てはまらない。

コ 第1の2(2)コの記載について、否認する。

再整備計画に土地所有図の最終調査結果を示している。「光雲神社参道」と表示している場所は、国有地の無償貸付を受け、西公園の公園区域として管理している。再整備計画には、通称として「光雲神社参道」と示しているものの、西公園の園路であり、光雲神社南側交差点付近の歩行環境の改善などの整備は、公園施設の整備であるため、「整備工事は違法である」という請求人の主張は当てはまらない。

サ 第1の2(2)サの記載について、否認する。

「西公園再整備基本計画策定業務」については、福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱に則り、指名競争入札を実施し、契約を締結している。

「西公園展望台施設新築工事基本・実施設計業務委託」については、公募型プロポーザル方式にて受託候補者を特定し、最優秀の者から見積書を徴したうえで、当該業務の受託者を決定し、その者と随意契約を行っている。

また、「西公園展望施設新築工事監理業務委託」については、工事と設計図書との照合及び確認に加え、施工計画の検討など現場の状況に精通し、工事内容を熟知して設計の趣旨を十分反映させることが必要であるため、実施設計業務受託者である者と随意契約を行っている。

これらについては、法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づき、契約を締結している。

このため、「不当な行為である」という請求人の主張は当てはまらない。

なお、「西公園官民連携事業公募等設置指針作成業務委託」について、(株)エスティ環境設計研究所は受注していない。

シ 第1の2(2)シの記載について、否認する。

再整備計画は県が計画案を策定し、その案を委員会に諮り、委員の意見を反映した最終案について承認をいただき、県が計画を決定している。(株)エスティ環境設計研究所は、令和2年7月に計画案策定に係る資料作成及び委員会運営の補助業務を受託契約しており、令和2年11月の第1回委員会開催準備のため、県と(株)エスティ環境設計研究所が打ち合わせを行うことは、当然のことと言える。

また、第1回委員会冒頭の発言及び再整備計画の冒頭部分は、いずれも計画の背景・目的を説明したものであり、主旨が同じであることは当然のことと言える。計画の内容については委員会にて議論を重ねて作成したものであるため、「委員会を有名無実化するものである」という請求人の主張は当てはまらない。

ス 第1の2(2)スの記載について、否認する。

請求人は委員会における委員の発言内容について言及しており、委員会議事録では、展望台

を建設した際の懸念点について議論されていることは確認できるが「展望台建設への異論」については確認できない。

また、委員から「今後レッドデータブックに掲載されている蝶が出てくる可能性もある」との発言があったことは確認できるが、「福岡市に現存する希少な緑地帯」「絶滅危惧種の蝶が発見」の発言については確認できない。

さらに、委員会の中では樹木維持管理や活かし方が議論されているが、「西公園樹林の積極的保全の具申」についての発言は確認できない。具体的に発言があったものについては、委員会にて議論し、委員会の方針として計画に反映しているため、「全くフォローしていない」という請求人の主張は当てはまらない。

セ 第1の2(2)セの記載について、否認する。

西公園の樹木管理に関する意見に対して、事務局は継続的な樹木管理による眺望や見通し確保の継続が重要であることを言及しており、再整備計画にも示されている。また、今後は、計画的に樹木管理を実施していくこととしている。

故に、「公園街路課が行ってきた公園管理業務が「違法又は不当な財産の管理を怠る事実」に該当することを隠ぺいする行為」という請求人の主張は当てはまらない。

ソ 第1の2(2)ソの記載について、否認する。

第1回の委員会にて、再整備計画で公園出入口について記載を求める意見があり、第2回再整備計画の委員会資料では出入口の状況について追加で記載している。

「公共交通機関との連携についても議論を深める必要がある」との意見は確認できない。バス停の停留所名が「西公園」ではなくなったことが課題とされており、西公園の知名度が向上することで、利用者が増となり、それに追随するように名称を変更する流れにつなげていくことが大事であると整理されており、「議論を深める必要があるとの委員の意見にも、真摯に耳を傾けていない」という請求人の主張は当てはまらない。

タ 第1の2(2)タの記載について、否認する。

第4回の委員会は、コロナ禍のため書面開催となったものの、「第4回 西公園再整備検討委員会 書面開催のお知らせ(令和3年8月27日付け3公街第752号)」において、各委員に対し内容承認書にて計画への承認の可否を求めており、委員全員の承認を得ていることから、「第4回目の委員会は開かれないまま閉会している」という請求人の主張は当てはまらない。

チ 第1の2(2)チの記載について、否認する。

再整備計画は、県が計画案を策定し、その案を委員会に諮り、委員の意見を反映した最終案について承認をいただき、県が計画を決定している。(株)エスティ環境設計研究所は、計画案策定に係る資料作成及び委員会運営の補助業務を受託していた。「展望台の建設を、関連課長が稟議し、計画案を構想、(株)エスティ環境設計研究所に丸投げして進めた」について主張の根拠がなく、「委員会制度を無視した、違法、不当な行為」という請求人の主張は当てはまらない。

ツ 第1の2(2)ツの記載について、否認する。

(ア)については、本件工事は、委員会の承認を得て策定された再整備計画に基づき計画された工事であり、工事の実施に最低限必要な範囲の伐採を行っている。福岡市風致地区内建築等規制条例に基づいて適切な事務処理が行われており、手続きの瑕疵はないため、「取り返しのつかない自然破壊である」という請求人の主張は当てはまらない。

(イ)については、既に述べたとおり、計画策定から事業実施まで必要な手続きを行ってお

り、再整備計画策定業務等に係る契約においても適正な手続きを経ている。

また、本件工事は関係法令、基準等に基づいて適切に実施されており、瑕疵はないため、何ら損害は生じていない。

(ウ)については、4(2)オで述べたとおり、本件工事は関係法令、基準等に基づいて必要な安全性の配慮は行われており、瑕疵はないため、何ら損害は生じていない。

(エ)については、(株)エスティ環境設計研究所が受託した「西公園再整備基本計画策定業務委託」は、福岡県土整備事務所都市施設整備課長による令和3年10月5日の完成検査をもって正式に福岡県が受理しており、不当な支払いではない。その後同社が受託した関連事業についても、既に述べたとおり関係法令、基準等に基づいて適切な事務処理が行われており、手続きの瑕疵はないため、何ら損害は生じていない。

テ 第1の2(3)の記載について、否認する。

アについては、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではない。

イについては、既に述べたとおり本件工事は関係法令、基準等に基づいて適切な事務処理が行われており、瑕疵はないため、何らの措置を要しない。

ウについては、既に述べたとおり本件工事は関係法令、基準等に基づいて適切な事務処理が行われており、工事の実施に最低限必要な範囲の伐採を行っているものであるため、何らの措置を要しない。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和7年8月5日から同月22日にかけて、関係書類の調査及び確認並びに聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、現地確認、関係書類の調査及び確認並びに監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件事案の経緯

- | | |
|------------|---|
| 令和2年3月11日 | 2月定例県議会一般質問において、知事が西公園再整備に取り組んでいく旨を答弁 |
| 令和2年11月10日 | 第1回委員会開催（委員のうち1名は、地域住民代表） |
| 令和2年11月26日 | |
| ～12月9日 | 公園近隣住民に対して「西公園の再整備に関するアンケート調査」を実施（令和2年11月27日～令和3年1月22日に、同公園利用者、大濠公園利用者及び県政モニターに対しても同一アンケート実施） |
| 令和2年12月7日 | 12月定例県議会代表質問において、知事が西公園再整備に向けての調査結果、委員会における議論の状況及び令和3年9月を目途に再整備計画を策定する予定である旨を答弁 |
| 令和3年2月15日 | 第2回委員会開催 |
| 令和3年7月27日 | 第3回委員会開催 |
| 令和3年9月3日 | 第4回（最終回）委員会開催（書面審議、全委員からの承認書回収。日付は県への承認書の提出期限） |

令和3年9月27日 9月定例県議会建築都市委員会で再整備計画策定を報告
再整備計画の公表

令和3年10月7日

～令和7年6月20日 再整備計画等に関する地域住民説明（計9回）

（2）請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア （株）エスティ環境設計研究所との業務委託（計4件）

令和2年7月16日 再整備計画策定業務委託（～令和3年9月30日、指名競争入札）

令和5年8月10日 西公園展望台施設新築工事基本・実施設計業務委託
（～令和6年9月30日、プロポーザル方式による特命随意契約）

令和5年12月7日 西公園展望施設基盤整備設計業務委託
（～令和6年9月30日、指名競争入札）

令和7年6月25日 西公園展望施設新築工事 工事監理業務委託
（～令和8年3月31日、特命随意契約）

イ 西公園展望施設新築工事

令和7年6月6日 （株）古賀組と工事請負契約を締結
（～令和8年3月31日、入札不調2回後の随意契約）

ウ 処分を求める県職員

請求書記載の県職員について、令和2年度の公園街路課長外5名の在籍を確認

2 判断

上記の事実関係の確認及び論点ごとに確認した事実を踏まえ、以下のとおり判断する。

（1）国土交通省等の定める関係法令・基準等に基づく事務処理について

ア 第1の2（2）アについて

国土交通省「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」は、地方公共団体等による都市公園の計画的な維持管理の取組を支援するため、長寿命化計画に関する基本的な考え方の整理や用語の統一、計画策定の手順及び内容を国が示したものである。

西公園 公園施設長寿命化計画策定業務報告書等関係書類を確認した結果、県では策定指針を踏まえ、令和2年度から10年間を計画期間とする長寿命化計画を策定していること、また、予算要求資料等の確認により、同計画に基づき、公園内の遊具の改修等の既存設備の維持管理を、予算の範囲内において緊急性の高いものから計画的に実施していたと認められた。

また、担当課への聴取の結果、長寿命化計画は令和8年度に改訂が予定されている。今回再整備計画により新設される展望台等の施設についても、新たな長寿命化計画に基づく維持管理が行われる予定となっている。

したがって、策定指針を無視しているという請求人の主張には理由がない。

イ 第1の2（2）イについて

請求人は、環境省「自然公園等施設技術指針」第2部共通事項第3章Ⅱ－2「保存処理等による長寿命化」表8を根拠に、「木造で耐用年数が15年」としているが、展望台の構造計算適合性判定書類を確認した結果、展望台は鉄骨造であり、これに当てはまらない。

また、請求人が提出した請求書、証拠書類、陳述においては、施設の維持管理コストや施設の利用効果等の具体的な根拠が示されておらず、請求人の主張には理由がない。

ウ 第1の2（2）ウについて

環境省「自然公園等施設技術指針」第2部共通事項第1章総論において、同指針の適用範囲について、「本指針は、自然公園等施設の計画・設計に適用する」と明記されており、その解説で「自然公園等施設とは、国立公園、国定公園等自然公園における保護又は利用のための施設、生態系の維持回復のため又は鳥獣保護区の保全のための施設及び長距離自然歩道など身近な地域における自然とのふれあいのための施設」と特定されており、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に基づく都市公園（以下「都市公園」という。）はその対象外となっている。

昭和51年福岡県告示第1714号において、西公園は都市公園と告示されていることから、環境省指針の適用を受けない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

エ 第1の2（2）エについて

福岡市風致地区内建築等規制条例第2条において、福岡市の風致地区内で「建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転」を行う場合は「あらかじめ市長の許可を受けなければならない」とされているが、同条例第5条第1号において、県による「都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為」は、条例第2条に定める市長の許可及び第4条に定める協議について適用除外とするとの定めがある。

ウで確認したとおり、西公園は都市公園法に基づく都市公園であり、同公園における展望台の新設は、適用除外行為を定めた同条例施行規則（昭和47年福岡市規則第11号）第8条第33号「都市公園法による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為」に該当する。

なお、適用除外の場合、市長の許可や協議は不要であるが事前の通知は必要であり、県から市長に対して令和6年9月に通知し、適切に受理されていることを風致地区内行為許可通知書により確認した。

したがって、請求人の主張には理由がない。

オ 第1の2（2）オについて

建築基準法第33条において「高さ20メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない」とされているが、展望台の構造計算適合性判定書類を確認した結果、展望台の最高部分の高さは手すりを含め約14メートルであり、20メートルに満たずこれに該当しない。避雷針については、国土交通省「建築構造設計基準」においても特段の定めはない。また、落雷の危険性への対応について担当課への聴取の結果、避雷針は落雷を意図的に誘導し、安全な動線で地下に放電するための装置であるが、本計画地のように周囲に樹木が生い茂り、突出した構造物等が周辺にない状況下で、敢えて避雷針を設置することは、逆に、避雷針付近及び避雷針接地極付近の利用者への危険が増すことも考えられ、よって、法令で要求される高さに満たない本展望台については設置不要であると判断したことを確認した。

その他の安全設備については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第25条に、満たすべき基準として規定する階段の手すりについては基準を満たしており、当該展望台は、建築基準法に適合していることが認められた。なお、転落防止のための防護柵については、同令第126条に、屋上広場等に係る基準が設けられている。展望台については、同条の直接の適用対象ではないが、安全対策の観点から、同条の基準を援用した整備が予定されていることを確認した。

防犯については、福岡県では、福岡県安全・安心まちづくり条例（平成19年福岡県条例第

70 号) 第 15 条で、「県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努める」とされており、同条第 2 項に基づき、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を策定し、照明設備に対する配慮や公園の構造、設備等について定めている。担当課への聴取の結果、展望台の安全確保対策として巡回警備や防犯設備の設置等を検討していることと併せて、施工中の西公園展望台施設電気設備工事においても、同指針に記載されている公園の照明の照度（概ね 3 ルクス以上）を確保するように設計されていることを確認した。

さらに、展望台の運用、管理に当たっては、引き続き利用者の安全確保のため、必要に応じて対策を検討する予定であることを確認した。

したがって、落雷や防犯等、安全面への配慮がなされていないという請求人の主張には理由がない。

カ 第 1 の 2 (2) カについて

バリアフリー法第 6 条において、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められている。また、同法第 13 条において新設等を行う際に当該施設を「移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準に適合させなければならない」とされている。条例の対象となる「特定公園施設」については、同法施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 3 条に 12 の施設が規定されているが、展望台はそのいずれにも該当しない。

さらに、同法第 14 条第 1 項では、「建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準に適合させなければならない」と定められており、施行令第 5 条に 19 の建築物が規定されているが、展望台についてはいずれにも該当しない。

したがって、展望台は、バリアフリー法第 13 条第 1 項及び第 14 条第 1 項に定める対象施設ではない。

一方、当該公園については、バリアフリー法以外に、福岡市福祉のまちづくり条例（平成 10 年福岡市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 29 条第 1 項に基づく市長との協議の対象である「特定施設」となっており、条例第 26 条第 1 項において、施設の新設又は改修は、市長が高齢者、障がい者等が対象施設を安全かつ円滑に利用できるよう定めた整備基準に適合させなければならないとされている。また、条例第 34 条において、県が施設を新設又は改修する場合には、市長への協議は必要ないものの、通知が必要であるとされている。

担当課への聴取及び関係書類の確認の結果、県は、条例第 34 条第 2 項に基づく市長への通知に先立ち、通知の対象となる整備基準を確認するために、条例を所管する市住宅都市局公園部整備課（現・住宅都市みどり局みどり推進部みどり整備課）と事前に協議を行い、展望台そのものには整備基準はないこと、展望台を構成する「階段」及び「ベンチ」については、整備基準を踏まえた構造とすることを県と市の間で確認していた事実が認められた。

なお、条例第 5 条及び福岡県福祉のまちづくり条例（平成 11 年福岡県条例第 4 号）第 3 条第 2 項においては、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする設置者の責務が定められている。担当課への聴取及び関係書類により確認した結果、県はそれら規定の趣旨を鑑み、スロープ、エレ

ベーター等の設置ができないか検討を行ったが、展望台の設置場所が山地丘陵状の起伏が激しい地形にあること、スロープを整備する場合、ゆるやかな傾斜を保つためにはスロープ自体の距離が長大となり、大規模な樹木伐採が必要になることなどから、スロープ及びエレベーターの整備等を断念し、西公園の再整備計画の中で別途整備予定の官民連携施設のエリアにおいて、車いす使用者も眺望を楽しめる展望テラスを確保し、対応することで配慮を行うこととしていた。

したがって、展望台はバリアフリー法をはじめとした関係法令等に則り適正に設置されていると認められ、バリアフリー法等に違反しているとの請求人の主張には理由がない。

キ 第1の2(2)キについて

建築基準法施行令第38条及び第93条は、建築物の基礎に係る構造耐力上の安全性や地盤の許容応力度、基礎ぐいの許容支持力等について規定しているが、同施行令においては、地質調査、地盤調査の結果の公表までは義務付けられていない。

なお、西公園展望施設基本・実施設計業務の委託に当たって実施した公募型プロポーザルの際に、地質調査資料と耐震設計の方針を公表していること、受託業者は、同業務の中で適切に地質調査を実施し、地質及び地盤の状態を把握した上で耐震設計を行い、その構造が基準に適合していることを地質調査報告書及び構造適合性判定書類により確認した。

したがって、請求人の主張には理由がない。

ク 第1の2(2)クについて

国土交通省「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」は、公園整備に係る費用対効果を貨幣価値に換算して比較することで、事業の投資効率性を評価することを目的に国が示したものであるが、個々の公園の具体的な整備内容まで方向付けるものではない。

もとより、公園事業の費用対効果等は、当該公園の位置づけ、具体的な施設整備の内容、活用方法等により個別に検討されるべきものであり、基本計画の段階で同マニュアルに沿って費用対効果の算定を行っていないことが、不当であるとは言えない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 展望台建設関連の(株)エスティ環境設計研究所等との契約締結及び公金の支出について

ア 第1の2(2)ケについて

「西公園再整備基本計画策定業務」については、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号。以下「規則」という。）及び福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱に則り、指名競争入札を実施し、適正に契約を締結していることを契約書及び入札結果表により確認した。また、「福岡県県土整備部建設コンサルタント業務等に係る低入札防止対策試行要領」に基づき、第三者による照査を実施し、委託業務の品質を確保しており、関係法令等に反する行為はなく、請求人の主張には理由がない。

イ 第1の2(2)コについて

再整備計画において「光雲神社参道」と表示している部分は、国有地の無償貸付を受け、西公園の公園区域として管理している西公園の園路であることを都市公園区域図により確認した。

したがって、光雲神社南側交差点付近の歩行環境の改善などの整備は、公園施設の整備であると認められ、「整備工事は違法である」という請求人の主張には理由がない。

ウ 第1の2(2)サについて

西公園再整備関連の財務会計行為（工事請負契約及び業務委託契約）は合計11件あり、そのうち、(株)エスティ環境設計研究所は業務委託契約4件を受注しているが、これらを含む全11

契約に係る財務会計上の手続を確認した結果、いずれも規則等に基づき適正になされた契約であり、違法、不当な点は確認できなかった。

当該(株)エスティ環境設計研究所との契約4件については、2件は指名競争入札、1件は公募型プロポーザル(15者が応募)により決定したものであり、残る1件の工事監理業務委託も、現場状況の精通と工事内容の熟知を理由に随意契約を行うことは、福岡県随意契約ガイドライン第5(2)第2号随意契約②適用基準カ(契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方と契約を締結することが必要不可欠)に合致しており、いずれも妥当なものと認められた。

したがって、本委託契約の締結過程等において関係法令等に反する行為はなく、請求人の主張には理由がない。

(3) 再整備計画策定に当たっての、委員会の運営等について

ア 第1の2(2)シについて

第1回委員会冒頭の発言及び再整備計画の冒頭部分は、いずれも計画の背景・目的を説明したものであり、県の考えが一貫したものである以上、同様の内容となってもなんら不自然なものではなく、委員会の形骸化を示すものとは言えない。また議事録等を確認した結果、各委員会の開催毎に委員は自身の意見を述べており、イ以下にあるとおりに必要に応じ、意見の反映もなされている。

上記のことから、委員会は適切に運営されており、「委員会を有名無実化するものである」という請求人の主張には理由がない。

イ 第1の2(2)スについて

委員会議事録では、展望台を建設した際の懸念点について議論されているが、展望台を建設することによって来園者が園内を回遊せずに帰るのではないかと懸念等の対応策として、回遊を促すための動線計画の工夫といった形で再整備基本計画に反映されていることが確認できた。

また、福岡市の緑の基本計画での西公園の位置づけや多様な蝶がいることについては、植栽計画の中で生物多様性に配慮した樹木整理を行っていくといった対応策がとられていた。西公園樹木の保全・活用についても、同じく植栽計画の中で「樹木管理計画」を作成し、再整備後も適正な維持管理を継続させることとしており、委員会の内容をフォローしていないという事実は認められなかった。

したがって、請求人の主張には理由がない。

ウ 第1の2(2)セについて

議事録を確認した結果、西公園の維持管理の不備に関する意見に対して、事務局は継続的な維持管理による眺望や見通しの確保が重要であることの認識について言及しており、再整備計画にも示されていた。

また、担当課への聴取及び資料の確認の結果、これまでも、西公園については長寿命化計画に基づき、予算の範囲で可能な限り計画的な維持管理を行ってきたこと、管理を怠ったという事実は認められない。

したがって、「公園街路課が行ってきた公園管理業務が「違法又は不当な財産の管理を怠る事実」に該当することを隠ぺいする行為」という請求人の主張には理由がない。

エ 第1の2(2)ソについて

第1回の委員会において、再整備計画で公園出入口について記載を求める意見があったこと

に対し、第2回委員会資料では出入口の状況について追加で記載していることを確認した。

公共交通機関の停留所名については課題とされており、西公園の知名度が向上することで、利用者が増加し、それに追従するように名称を変更する流れにつなげていくことが大事であると整理されており、「議論を深める必要があるとの委員の意見にも、真摯に耳を傾けていない」という請求人の主張には理由がない。

オ 第1の2(2)タについて

委員会の議事録を確認した結果、第3回の委員会の最後に、第3回で出た意見に対する修正については委員長に一任されている。また、コロナ禍（緊急事態宣言期間中）のため、第4回委員会は書面開催とされたが、「第4回西公園再整備検討委員会 書面開催のお知らせ（令和3年8月27日付け3公街第752号）」において、各委員に対し承認の可否を求めており、意見がある場合は内容承認書に記載するよう依頼している。内容承認書にて各委員の承認を得ていることについては、当時の委員に対し、直接連絡が取れる者に対しては直接、そうでない1名については委員の勤務先に残された当時の書類により確認を行った。このため、「第4回目の委員会は開かれないうまま閉会している」という請求人の主張には理由がない。

カ 第1の2(2)チについて

決裁事績の確認により、再整備計画は、県が計画案を委員会に諮り、委員の意見を反映した最終案について承認を得て、決定していることを確認した。したがって、「展望台の建設を、関連課長が稟議し、計画案を構想」という請求人の主張には根拠がなく、「委員会制度を無視した、違法、不当な行為」という請求人の主張には理由がない。

キ 第1の2(2)ツについて

展望台の建設については、関係法令、基準等に基づいて適切な事務処理が行われており、手続きの瑕疵はない。

また、今回の再整備により伐採された樹木については、元々通路、広場があった部分の周辺を最低限伐採したものと認められる。担当課に資料を提出させ確認したところ、今回の展望台整備に係る伐採本数137本であった。当該本数は、西公園全体の樹木本数が8,900本程であることに比し、極端に多い本数とは言い難いと考えられる。

したがって、無用な公費の支出が生じている、人命への損傷等が生じている、最終業務委託報告書を受理していない、確認していない、という請求人の主張には理由がない。

(4) 暫定的な停止勧告について

暫定的な停止勧告は、財務会計行為の停止という行政活動に重要な影響を与えるものであることから、当該行為の違法性に係るものに限られ、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があることがその要件の一つとされている。

また、この相当な理由とは、社会通念上客観的に見て合理的な場合を言い、勧告を行うまでの根拠は不要であるものの、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが疎明されることが必要であると解される。

本件請求においては、事業が実施されている証拠、関連する規程等の提出はあるものの、それが直ちに違法であることの裏付となるものではなく、確認の結果、関係法令・基準等に基づいて適正に事務処理が行われていると認められたところである。

したがって、当該行為が違法であると思料する相当な理由があるとは認められないことから、暫定的な停止勧告は行わないこととする。

上記のとおり、再整備計画に基づく展望台の建設は、関係法令・基準等に基づいて適正に事務処理が行われていると認められ、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実には該当せず、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

3 意見

本件監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

福岡県では、県の行政運営の指針となる総合計画の中で、世代や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、県の目指すべき基本方向を示している。その施策の実現に当たっては、防犯や事故の抑止、災害への備えはもとより、ハード・ソフト両面のバリアフリーに取り組むこともまた、県民の安全・安心のために県が取り組むべき当然の責務であると考えられる。

今回の監査の結果、本件展望台の設置に当たっては、施設の安全面やバリアフリーの観点には、一定配慮されており、違法、不当な点はなかったものの、展望台におけるバリアフリーの代替措置など、今後必要な対応策を検討するとされている部分があった。このため、今後具体的な対応策を検討するに当たっては、県民の不安を払拭することができるよう、安全性の確保や高齢者・障がいのある人への配慮等について、引き続き関係者の声を聴きながら丁寧な説明と検討を行うことが望まれる。

また、既存施設において、予算の範囲内で可能な限り計画的な維持管理を行っていたことは認められたものの、一部補修が行き届かず使用不能となっている施設があることも確認されたところである。

今後、新たな長寿命化計画を策定するに当たっては、展望台等の新たに整備する施設のみならず、既存施設を含めて、公園全体の施設の利用に支障をきたすことがないよう、十分な検討を行う必要があると考えられる。

西公園の整備に当たっては、これまでも地域住民への説明会を開催し、地域の声を聴きながら連携して公園づくりを進めてきたところである。今後も、公園利用者や地域住民等の多様な意見を真摯に受け止め、合意形成に努めながら、共により良い公園づくりを進められることを期待する。